

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア-定額法
- ・リース資産

リース会計基準適用初年度開始の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常に賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理をしている。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金

職員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

- ・消費税の会計処理は、税込方式によって行っている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職共済制度

職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

職員について、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令 第一号第一様式、第二号第二様式、第三号第三様式)

(2) 事業区分別内訳書(会計基準省令 第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、社会福祉事業のみ実施しているため作成していない。□

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書(会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)当法人では、1拠点のため作成をしていない。□

(4) 公益事業及び収益事業における拠点区分内訳書(会計基準省令 第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容□

吉浜荘拠点区分□

ア 本部 サービス区分□

イ 障がい者支援施設吉浜荘 サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	193,992,383	0	18,867,584	175,124,799
定期預金	1,500,000	0	0	1,500,000
合計	195,492,383	0	18,867,584	176,624,799

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物(基本財産) 175,124,799円

計 175,124,799円

担保している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 14,168,000円

計 14,168,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			

建物	726,651,557	551,526,758	175,124,799
小計	726,651,557	551,526,758	175,124,799
その他の固定資産			
建物	769,750	710,068	59,682
構築物	41,146,157	28,473,095	12,673,062
車輛運搬具	15,140,645	15,140,641	4
器具及び備品	94,858,948	81,662,307	13,196,641
有形リース資産	3,630,000	1,270,500	2,359,500
小計	155,545,500	127,256,611	28,288,889
合計	882,197,057	678,783,369	203,413,688

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,472,011	0	55,472,011
未収補助金	730,000	0	730,000
合計	56,202,011	0	56,202,011

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
12. 関連当事者との取引の内容
該当なし
13. 重要な偶発債務
該当なし
14. 重要な後発事象
該当なし
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし